

「蓮峽線道路改良工事」に係る
環境配慮検討書

平成 12年 9月

三重県県土整備部

環境配慮検討書目次

1．事業計画の名称、目的及び内容	1
(1) 名称	1
(2) 目的	1
(3) 事業主体	1
(4) 計画内容	1
計画地の位置	
建物・施設等の概要	
土地利用計画	
用水の使用計画	
エネルギーの使用計画	
雨水の排水計画	
汚水の排水計画	
工期	
(5) 関連事業計画	1
(6) その他	1
2．事業計画地及びその周辺の概況	2
(1) 環境の現況	2
気象	
水象	
大気質等	
自然環境	
(2) 社会的条件の現況	4
交通の現況	
土地利用の現況	
水域利用の現況	
生活関連施設の現況	
(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況	4
自然環境保全地域等の指定状況	
土地利用の規制状況	
3．事業計画地の選定理由	5

4 . 事業計画に対する環境配慮の内容	-----	6
(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮	-----	6
エネルギーの有効利用に努めること		
資源の有効利用に努めること		
適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること		
廃棄物の適正処理に努めること		
周辺環境への負荷の低減に努めること		
(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮	-----	7
貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること		
地形・地質等の改変の抑止に努めること		
(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮	-----	8
現存する植生の保全と活用に努めること		
緑化に努めること		
地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること		
親水空間等の整備・創出に努めること		
歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること		
電波障害・日照障害・風害の防止に努めること		
(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ	-----	9
巻末資料	-----	10

1. 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名称	一般県道 蓮峡線 道路改築事業		
(2) 目的	<p>一般国道 蓮峡線は、国道166号及び国道422号を補完する役目と更には、住民にとっても重要な生活道路であるが、幅員が狭小であるため、交通に支障をきたしている。このため、歩行者にとっても非常に危険な路線である。</p> <p>よって、上記問題点を解消すべく早急な整備を行なうことで、安全性の確保及び、民生安定の確保を目的としている。</p>		
(3) 事業主体	県土整備部 道路整備課		
(4) 計画内容	計画地区の位置・面積等	<p>事業箇所：(自)三重県飯南郡飯高町大字犬飼 (至)三重県飯南郡飯高町大字富永 事業延長：L = 4.36km 尚、当検討書の巻末に資料1(位置図)を添付。</p>	
	建物・施設等の概要 〔用途、規模、面積、配置等〕	<p>a. 道路企画 3種2級 2車線 延長 L = 4.36km 道路幅 W = 6.5 (12.0) m (片側歩道付) 設計速度 50km/h 資料1(平面図・横断図) b. 計画交通量：交通量 4200台/日</p>	
	土地利用計画	なし	
	用水の使用計画	なし	
	エネルギーの使用計画	なし	
	雨水の排水計画	道路端部の側溝で集水し、現況流域に極力合わせ、河川・水路等の公共用水域へ排水する。	
	汚水の排水計画	工事施工中の濁水は貯水層等により濁水処理してから排水する。	
	工期	着工の予定時期	平成15年度
		完工及び供用開始の予定時期	平成18年度一部供用 平成25年度供用
(5) 関連事業計画	なし		
(6) その他	なし		

2. 事業計画地及びその周辺の概況

(1) 環境の現況

気 象	<p>計画地最寄りの観測所における観測データは、次のとおりである。</p> <p>a . 気 温 : 年平均気温 14.9 (津地方気象台粥見地区)</p> <p>b . 降水量 : 2,132mm</p> <p>c . 最多風向 : WNW</p> <p>d . 最大風速 : 10.0m/s (3月) 平均風速 : 1.2m/s</p> <p>尚、当検討書の巻末に資料2 (気象データ) を添付する。</p>
水 象	<p>計画地周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。(櫛田川上流津留橋)</p> <p>a . 河川分布 : 一級河川 櫛田川</p> <p>b . 河川水質 : 類型AA、PH7.8、D010、BOD1.2、SS 1 (H 1 1 環境白書)</p>
大気質等	<p>計画地最寄りの測定局における測定値は後に記す。(H 1 1 環境白書)</p>
自然環境	<p>a . 地形地質</p> <p>(a) 地 形 : 飯南郡飯高町は、奈良県との県境に近い山間地で、標高800~1200m位を頂とする山の裾野に覆われている。計画地付近を国道166号と並行に流れる櫛田川は、県境付近の台高山脈付近を源流として、大きく蛇行しながら西から東に向かう。この櫛田川及びその支流沿いに集落が点在している。計画地の飯高町森地区から栗野地区付近は櫛田川の中流域にあたり、地形分類では起伏量600m以上の「大起伏山地」及び起伏量400~600mの中起伏山地に分類される。櫛田川沿いの一部には、比較的穏やかな地形がみられる。これは川の方に階段状に下っていく地形で、「河岸段丘」と呼ばれ、水田を中心とする農地等に利用されている。</p> <p>(b) 地質 : 計画地付近の地質は、三重県の中央部を東西に走る中央構造線の南側にあたり、三波川変成岩類に属する。</p> <p>三波川帯は、三重県では、7~13kmの幅で東西に細長くのびる地層帯で、南縁は御荷鉾構造線で秩父層群と接する。三波川帯の走向はほぼ東西性を示し、岩盤傾斜は急傾斜から垂直に近い。構成する岩室は結晶片岩で、一般に三波川帯結晶片岩と呼ばれ、黒色片岩・緑色片岩・石英片岩等が分布する。</p>

b. 植 物

(a) 植物：計画地域及び周辺の主な植生は、スギ・ヒノキの植林にて被覆。櫛田川流域での植生の歴史は古く、気象条件にも恵まれ、生産性は高い。自然植生としては広葉樹が主であり、一部アカマツ群落が見受けられるが、その分布域は小さい。

c. 動 物

(a) 動物：飯高町のほぼ全域で、ほ乳類のイノシイ・タヌキ・ニホンジカ・ニホンザル・アナグマ等の生息。櫛田川にはアユ・カワムツ・オイカワ等が生息。

d. 自然景観；山間地域であり、良好な自然景観を有する。

e. 史跡・名勝・天然記念物等

(a) 史跡・名勝・天然記念物

- ・ 史跡：上り遺跡、牧口A遺跡、牧口B遺跡
- ・ 天然記念物：街道松（旧川俣小学校跡地）

(b) 埋蔵文化財包蔵地：計画地域及び周辺平地部に分布
（詳細は今後協議予定）

f. 野外レクリエーション他： B & G 海洋センター

(2) 社会的条件の現況

<p>交通の現況</p>	<p>a . 計画地域及び主要道路網 計画地周辺の主要道路で、今回計画路線である県道蓮峽線と国道166号が櫛田川沿いに通っている。又、国道422号も国道166号へ取りついている。 b . 主要道路の交通状況（H9センサス） ・ 県道蓮峽線：1706台 / 24h（平日）、1768台 / 24h（休日） ・ 国道166号：3106台 / 24h（平日）、2926台 / 24h（休日） ・ 国道422号：503台 / 24h（平日）、701台 / 24h（休日） 尚、巻末に資料4（交通量図）を添付する。</p>
<p>土地利用の現況</p>	<p>計画地域及び周辺では地形の状況を反映し、大半が林野であり、櫛田川沿いの低地に農地、宅地が分布している。 農地は主に田畑、茶畑に利用。 尚、巻末に資料4（土地利用規制図）を添付する。</p>
<p>水域利用の現況</p>	<p>計画地及び周辺では、櫛田川の水を主に農業用水に利用している。</p>
<p>生活関連施設の現況</p>	<p>生活関連施設の立地状況 a . 学校施設：宮本地区に飯高西中学校がある。 b . 医療及び福祉施設：森本委員（富永地区）・生活福祉センター（たんぼの丘） c . 文化施設：総合開発センター・平和神社・洞谷寺・法専寺・直心寺 d . その他：松阪地区広域消防組合飯高分署・飯高町ライスセンター等</p>

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

<p>自然環境保全地域等の指定状況</p>	<p>自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況 a . 自然環境保全地域の指定なし。 b . 自然公園地域の指定有。（香肌峡県立自然公園） c . 鳥獣保護区の指定なし。 尚、巻末に資料5（自然公園・自然環境保全地域の指定状況、鳥獣保護区等位置図）を添付する。</p>
<p>土地利用の規制現況</p>	<p>都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況 a . 都市計画区域の指定なし。 b . 農業地域振興法の農用地区域に指定された地域有。 c . 森林法等：計画地域及び周辺に保安林点在。 尚、巻末に資料4（土地利用規制図）を添付する。</p>

3. 事業計画地の選定事由

当路線は、飯南郡飯高町大字蓮を起点とし、飯南郡飯高町大字富永を終点とする地域住民の生活の重要な生活道路であり、国道166号の迂回路となる重要な道路である。

しかし、現道は幅員が狭小なため、交通に支障をきたしている。また、交通安全施設も十分ではなく歩行者等にとっても非常に危険な道路となっている。

また、総合開発センター（緊急避難施設）や香肌峡等の施設へアクセス道路として、今後ますます交通量が増大するものと予想される。

よって、安全性及び民政安定の確保のため、当事業を行うものである。

また路線の選定にあたっては、現道拡幅案等も検討したが、現道沿いには人家が密集しており、長期にわたって交通規制が発生し、地域住民に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、バイパス整備計画を主要案とする。

そのため、生活道路としての機能は従前と変化がなく、道路計画形状も乗入れ区内については現路面をコントロールしていることより、生活環境は大きく改変する事はない。

また、山地部においても地形の改変を極力最小限になるよう配慮する。

従って、当路線のルート選定においては、環境保全上、障害の少ないルートであると考えられる。

4. 事業計画に対する環境配慮の内容

(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
エネルギーの有効利用に努めること a 省エネルギー化 b 自然エネルギーの利用 c 未利用エネルギーの利用		・省エネルギー型の工事機器を利用するように努める。
資源の有効利用に努めること a 環境への負荷の少ない資材等の使用 b 再生資材の使用 c 間伐材の活用		・舗装路盤材や道路資材への再資材の使用、間伐材の活用等に努める。
適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること a 透水性舗装の実施 b 中水道・雨水利用施設の設置		・車道舗装の表層に透水性舗装を検討する。
廃棄物の適正処理に努めること a 廃棄物の発生抑制・減量化 b 廃棄物のリサイクル c 廃棄物の処理		・工事段階において、建設廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努める。また、排出された廃棄物の適正な処理に努める。
周辺環境への負荷の低減に努めること a 大気汚染の防止 b 騒音・振動の防止 c 悪臭の防止 d 水質汚濁の防止 e 土壌汚染の防止 f 地盤沈下の防止 g 地球温暖化の防止 h オゾン層の保護		<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階において、急勾配の縦断線形を極力避け、走行車による騒音、大気汚染の防止、並びにCO² NO^x の抑制に努める。 ・工事段階において、低公害型（低騒音、低振動）重機の使用、濁水の処理施設を設置等により、周辺環境の負荷の低減に努める。

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
<p>貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p> <p>a 野生生物の育成・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用</p> <p>b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など</p> <p>c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林緑の復元など</p> <p>d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保</p> <p>e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造</p>	<p>・路線選定においては、野生生物の生息空間確保等に配慮し、山地部の大規模切土を避けるようにしている。</p>	
<p>地形・地質等の改変の抑止に努めること</p> <p>a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変</p> <p>b 山地地域にあつては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>c 平地・丘陵地域にあつては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>d 市街地地域にあつては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全</p> <p>e 沿岸地域にあつては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形・地質の改変の抑止に配慮し、大規模切土を極力避ける路線選定を行っている。 ・ 切土、盛土等にあつては、地形、地質等の自然条件を考慮し、地形の改変を極力避けるとともに、崖崩れや土砂の流出が生じないようにその防止に努める。 ・ 現存する植生の保全・活用に努める。 ・ 土工量は計画地内で配分させるように努める。 	

(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
現存する植生の保全と活用に努めること		大規模切土を極力避ける路線選定を行っている。
緑化につとめること		<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画法面においては、植生工による緑化に努める。 ・ 極力、現地木による緑化を行う。
<ul style="list-style-type: none"> a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置 		
地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること		<ul style="list-style-type: none"> ・ バイパス計画により、集落を回避した路線選定を行っている。 ・ 道路標識や防護柵、橋梁の高欄等設置にあたっては、周辺環境に配慮した景観の形成に努める。 ・ 工事段階において、工事用看板・防護策等のデザインに配慮するなど、周囲の景観との調和につとめる。
<ul style="list-style-type: none"> a 良好な自然景観の保全・復元 b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c 景観に配慮した建築物等の建設 d 郷土景観との調和 		
親水空間等の整備・創出に努めること		<ul style="list-style-type: none"> ・ 櫛田川等の親水空間の保全に極力努める。
<ul style="list-style-type: none"> a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出 b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出 		
歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること		<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋蔵文化財包蔵地通過個所においては、教育委員会等と調査等に関して協議し、工事に向けて調整を行い、埋蔵文化財の資料保全等に努める。
<ul style="list-style-type: none"> a 埋蔵文化財の保全 b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備 		
電波障害・日照障害・風害の防止に努めること		なし

(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ

(ま と め)

事業計画に対して、次の配慮を行うところである。

整備区間での、大規模な切土計画を避けた路線選定を行い、水田地帯については、小規模な盛土計画により地形の改変を最小限にとどめる。

整備後の景観形成及び周辺自然環境との調和を図るため、法面工法においては極力緑化に努める。

工事段階においては、低公害型（低騒音、低振動）重機の使用、濁水の処理施設の設置等により、周辺環境への負荷の低減に努める。

また、建設廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努め、排出された廃棄物のいは、適正な処理・処分に努める。

このような配慮を行うことにより、事業実施に伴う環境への影響を、出来る限り低減するものである。